

**第 15 回
専門看護師(CNS)受験資格審査**

**『受験資格審査の手引き』
(コース外修了者の教育要件審査)**

<日程>

申請期間:

2023年6月14日(水)10:00~6月28日(水)15:00

書類提出(オンライン):

2023年6月14日(水)10:00~6月28日(水)15:00

書類提出(郵送):

2023年6月14日(水)~7月6日(木)消印有効

**2023年5月30日
公益社団法人 日本看護協会**

【目次】

1	第15回専門看護師(CNS)受験資格審査 実施概要	1
1-1	審査について	1
1-2	審査方法の変更について	2
1-3	2023年専門看護師(CNS)受験資格審査の概要	3
2	申請資格	4
2-1	申請資格について	4
3	申請手続きについて	5
3-1	申請の手順	5
3-2	オンラインでの提出物一覧	6
3-3	郵送での提出物一覧	6
4	個人情報編集・審査申請・履歴書等の提出(オンライン)	7
4-1	審査期間・審査書類(オンライン)の提出期間	7
4-2	事前準備	7
4-3	『資格認定制度 審査・申請システム』へのアクセスと個人情報登録・編集	8
4-4	審査申請	15
4-5	履歴書等の提出(オンライン)	16
4-6	審査料の振込	24
4-7	申請の取下げについて	24
5	審査書類の提出(郵送)	25
5-1	審査書類提出期間	25
5-2	審査書類様式の入手	25
5-3	審査書類の作成上の注意	25
5-4	審査書類の作成	26
5-5	審査書類の提出	28

6	受験資格審査合否の確認	30
6-1	受験資格審査合否の確認	30
7	その他の事項	31
7-1	個人情報保護方針	31
7-2	問合せ先	31
	(参考資料)公益社団法人日本看護協会専門看護師規程及び細則	32

1 第15回専門看護師(CNS)受験資格審査 実施概要

1-1 審査について

1) 目的

日本看護協会専門看護師細則第19条3項の規定により、専門看護師認定審査の受験資格のうち教育要件について、日本看護系大学協議会より認定された専門看護師教育課程と同等以上の科目・単位を取得しているか事前に審査する。

※専門看護師教育課程以外の修士課程修了者が専門看護師認定審査を受験し教育要件が不足していると判断されると、追加履修等が必要となり、認定までにさらに時間を要することとなります。そこで、事前に教育要件について受験資格審査を受けることで、認定審査準備期間の短縮を図ることができます。

※受験資格審査を申請した同年度に専門看護師認定審査を申請することはできないため、専門看護師教育課程の所定単位(38単位以上)を全て取得している場合は、専門看護師認定審査を受験してください。

※専門看護師教育課程以外の修士課程修了者も、受験資格審査を受けずに専門看護師認定審査を受験することができます。

※教育要件を満たすか否かの審査であるため、取得単位が専門看護師教育課程基準の所定単位に満たない場合は、審査対象外となります。

[38単位]

CNS共通科目:14単位以上、専攻分野共通・専門科目:14単位以上、実習:10単位以上

※2024年度以降の専門看護師認定審査では、38単位のための申請となります。それに伴い2023年度の専門看護師受験資格審査では、38単位のための申請とし、26単位での申請は審査対象外となります。

(専門看護師教育課程の38単位移行についてはP.2参照)

1-2 審査方法の変更について

1) 専門看護師教育課程の38単位移行に伴う審査方法の変更について

日本看護系大学協議会による「専門看護師教育課程の審査」は、2020年度までに26単位の専門看護師教育課程基準(以下、旧基準)から38単位の専門看護師教育課程基準(以下、新基準)に移行しました。それに伴い、教育要件に関する「専門看護師認定審査の申請方法」は以下の通り変更します。

①2020年度に26単位の教育終了後3年間を移行期間とし、2023年度までは26単位で申請可能です。追加履修は必要ありません。38単位修了者についても旧基準により教育要件の審査を行います。

②2024年度からは38単位のみ申請可能です。

※26単位・38単位のどちらで専門看護師の資格を取得した場合でも同一の資格です。

旧基準	新基準
2023 年度まで (移行期間)	2024 年度以降
26 単位並びに 38 単位で申請可	38 単位のみ申請可
※26 単位修了者で専門看護師認定審査の筆記試験が不合格になった者は、次年度以降に認定審査の申請をする場合は、不足分の 12 単位の追加履修が必要です。	※26 単位修了者は、コース外修了者となります。専門看護師認定審査の申請には 38 単位が必要です。不足分の 12 単位の追加履修をし、単位を取得した上で申請してください。

1-3 2023年専門看護師(CNS)受験資格審査の概要

日程	申請者	参照 ページ
6月14日(水)10:00～ 6月28日(水)15:00	個人情報の登録内容の編集 審査申請 履歴書、履修単位自己申告書の提出(オンライン) 審査料の振込	P.7-24
6月14日(水)～ 7月6日(木)消印有効	・審査書類の提出(郵送)	P.25-29
9月5日(火)11:00～	・審査合否の確認	P.30

2 申請資格

2-1 申請資格について

専門看護師(CNS)受験資格審査を申請する者は、2023年6月申請時点において、次の項目をすべて満たしていなければならない。

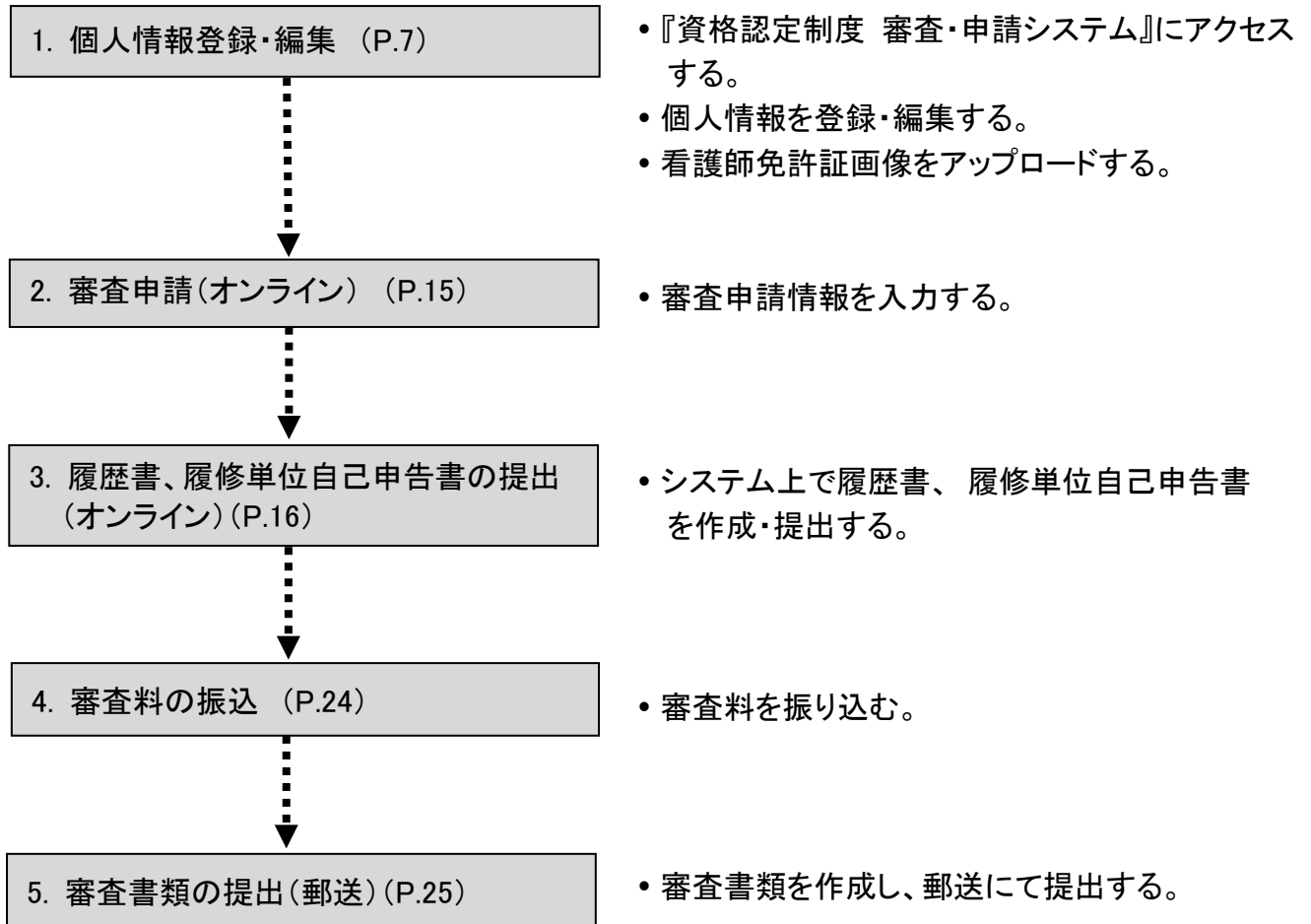
- 1) 日本国の看護師免許を有すること。
- 2) 看護系大学大学院修士課程、もしくは関連領域の大学院修士課程を修了していること。
- 3) 2)にて取得した単位が、38単位以上あること。

[38単位の場合]

CNS共通科目:14単位以上、専攻分野共通・専門科目:14単位以上、実習:10単位以上

3 申請手続きについて

3-1 申請の手順



3-2 オンラインでの提出物一覧

『資格認定制度 審査・申請システム』上で作成・提出が必要な審査情報は以下のとおり。

書類番号	提出物	参照ページ
—	看護師免許証 ^{注)}	P.11
—	履歴書	P.16-19
SR-1	履修単位自己申告書	P.20-23

^{注)} 原本のカラー画像データをアップロードします。詳細は、各参照ページを確認してください。

※「看護師免許証」については、過去の審査でアップロード済みの場合は不要です。

3-3 郵送での提出物一覧

書類番号	指定様式	提出物
SC-0-3	有	受験資格審査 審査書類 確認用紙
SR-1	(システム出力)	履修単位自己申告書 (『資格認定制度 審査・申請システム』で作成し、出力したもの)
SC-1	無	修士課程の修了証書の写し
SC-2	無	修士課程の履修単位証明書または成績証明書等(コース外)
	有	専門看護師教育課程基準単位取得証明書(コース内)
SC-3-1a	無	教育機関が作成した履修当時のシラバスの写し
SC-3-1b	無	教育プログラムに関する添付資料
SC-3-1c	無	実習要項および実習記録
SC-5	無	改姓に関する証明

※詳細はP.26-27を参照してください。郵送先はP.28-29を参照してください。

4 個人情報編集・審査申請・履歴書等の提出(オンライン)

4-1 審査期間・審査書類(オンライン)の提出期間

2023年6月14日(水)10:00 ~ 6月28日(水)15:00

※期限を過ぎての審査申請および履歴書等審査情報の提出は受け付けません。
 ※審査申請を期間内に行っても、履歴書等の提出が完了しない場合、不合格となります。

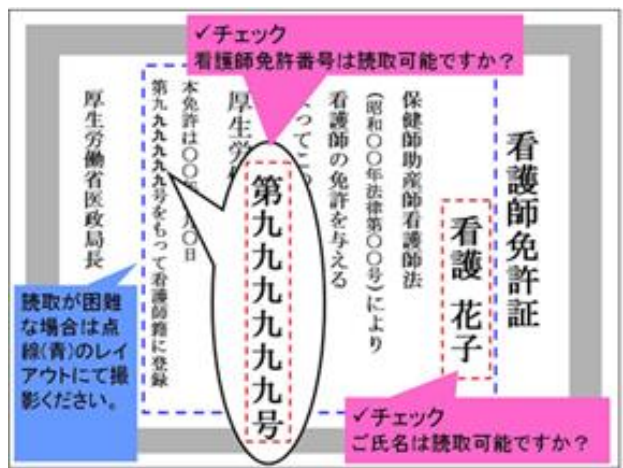
4-2 事前準備

●看護師免許の画像について●

- ・申請時に、アップロードする必要がある。
- ・申請前に、看護師免許証の原本の画像データ(カラー)をデジタルカメラ・携帯端末等で撮影する。
- ・ファイルの形式は、JPG・JPEG・GIF・PNGとする。

以下について明確な画像データ

※看護師免許証は**氏名・免許番号**が読み取れる画像データであること。白黒の画像は不可とする。



資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 アクセスと個人情報登録・編集

4-3 『資格認定制度 審査・申請システム』へのアクセスと個人情報登録・編集

- 1) 申請期間内に、『資格認定制度 審査・申請システム』(下記アドレス)にアクセスする。

URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>

※上記システムは、以下の環境で動作確認を行っています。

【PC】 Microsoft Edge: 108.0.1462.76

Google Chrome: 109.0.5414.75

【スマートフォン】 iPhone Safari: 604.1

Android Google Chrome: 108.0.5359.128

<資格認定制度 審査・申請システム>

2) ログインする。

～初めてアカウントを作成される方～

[初めての方はこちら⇒(看護師免許番号)]の欄に看護師免許番号を入力する。

⇒ [ユーザー登録画面へ](#) をクリックする。

※看護師免許番号はユーザーIDとして登録されるため、免許証原本をご確認の上、正確に入力をお願いします。

The screenshot shows the login page for the 'Specialized Nurse (CNS) Qualification Review System'. At the top, there is the logo of the Japanese Nursing Association (JNA) with the motto '生きるを、ともに、つくる。' (Living together, creating together) and the text '公益社団法人 日本看護協会'. Below this, it states '専門看護師・認定看護師・認定看護管理者 資格認定制度 審査申請システム' (Specialized Nurse, Certified Nurse, Certified Nurse Manager Qualification Review System). A blue banner across the middle says '中略' (Omitted). Below the banner, there is a section titled '初めての方はこちら' (For first-time users, click here). Underneath, there is a label '看護師免許番号' (Nurse License Number) and a text input field containing the example '例) 12345678'. At the bottom of this section is a blue button labeled 'ユーザー登録画面へ' (Click here to go to the user registration page).

3) 個人情報の登録・編集及び看護師免許証画像のアップロードをする。

※初めてアカウントを作成する場合は、アカウント作成後に自動的に個人情報の登録及び看護師免許証画像の登録画面が開きます。

※既にアカウント登録のある方は、ログイン後、メインメニューの「個人情報編集」画面を開き、氏名、住所、メールアドレス、所属先等に変更があれば編集してください。

(1) 基本情報を登録する

個人情報編集

入力 確認 完了

基本情報

看護師免許番号 **必須**

氏名(漢字) **必須** 姓 名

氏名(カナ) **必須** セイ メイ

性別 **必須** 男性 女性

生年月日 **必須** 年 月 日

最終学歴 **必須**

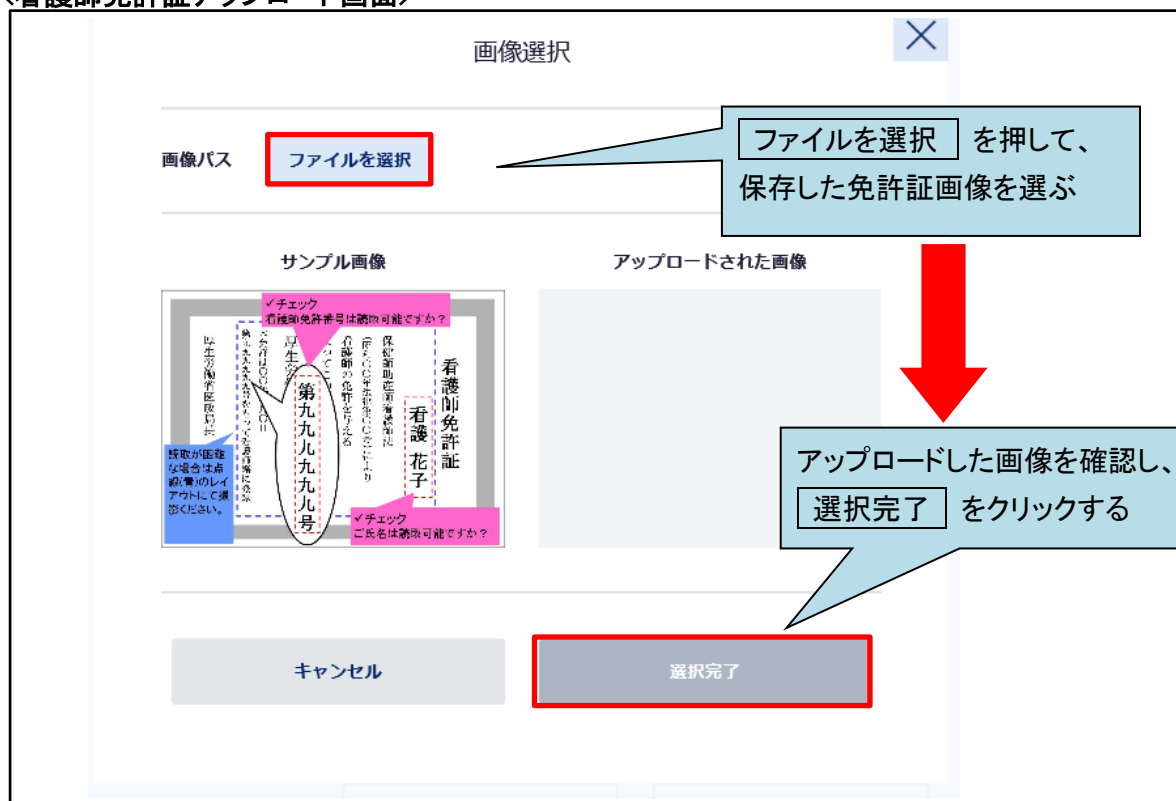
[↑](#)
トップへ戻る

(2) 看護師免許証画像をアップロードする。(看護師免許証画像に関する注意事項はP.7参照)

※ただし、過去の審査でアップロード済みの場合は不要です。



<看護師免許証アップロード画面>



(3) 所属先情報を登録する

※「就業中」の場合、所属先情報は必須入力となります。

※「離職中」の場合、郵便物送付先は「自宅」となり、所属先情報の入力はできません。

所属先情報

就業状況 **必須** 就業中 離職中

※「就業中」の場合、所属先情報は必須入力となります。
 ※「離職中」の場合、郵便物送付先は「自宅」となり、所属先情報の入力/変更はできません。

施設名選択

法人名

施設名

郵便番号 〒

都道府県

市区町村

番地

マンション・ビル名

部署名

職位

常勤・非常勤

診療報酬算定に係る施設基準の届出状況

郵便物送付先 **必須** 自宅 職場

就業中の場合、プルダウンから都道府県を選び、検索ボタンをクリックしてください。次画面にて、所属先施設名もしくは「該当なし」をクリックします。該当なしの場合、再度、「所属先情報」の画面に戻るので、法人名以下を入力してください。

住所は全角で入力してください。

4) 個人情報保護方針及び登録情報の確認

(1) 「日本看護協会個人情報保護方針は[こちら](#)」をクリックし、内容を確認する。

→同意の場合、[個人情報保護方針を理解し承諾する]の口にチェックをつける。

(2) [確認画面へ](#)をクリックし、個人情報確認画面にて情報を確認する。

→内容が正しければ[登録する](#)をクリックする。

入力した内容に不足等があれば、[入力画面へ戻る](#)で編集画面に戻り修正する。

※入力内容に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示され、登録はできません。

エラーメッセージを確認の上、再度入力し登録してください。

※個人情報を編集登録しただけでは審査申請は行われません。引き続き審査申請および履歴書の提出手続きを行ってください。

※個人情報は上記登録完了後も編集が可能です。登録されたメールアドレス・住所に、認定部から通知メール・郵便物を送付することがありますので、転居や職場の異動等により変更が生じた際は速やかに情報を更新してください。

～既にアカウント登録されている方～

下記①～③の該当者はアカウント登録済みです。

- ①再受験者
- ②今回申請するものとは別の認定資格をすでに有する者
- ③過去に別の資格や分野について審査申請したことのある者

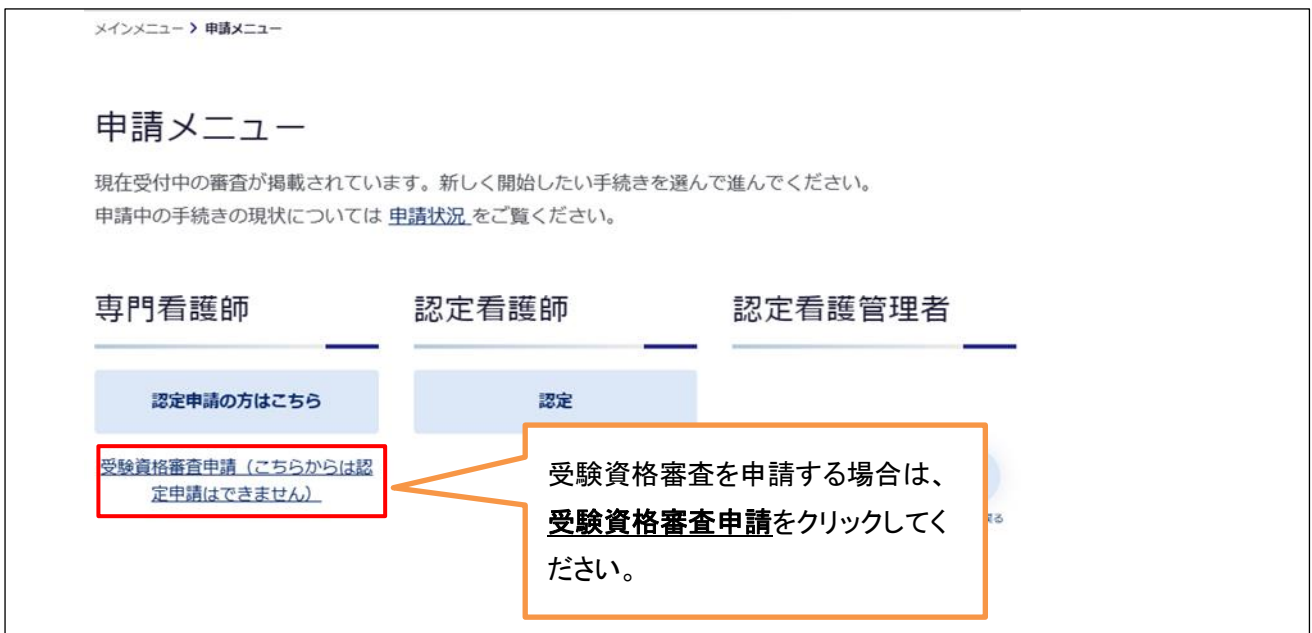
パスワードが不明な場合は、
[パスワードがわからない方はこちら](#) より
パスワードの再設定手続きを行ってください。

資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 審査申請

4-4 審査申請

- 1) 「資格認定制度 審査・申請システム」に、ログインする。
- 2) メインメニューから、申請メニュー画面をひらく。
- 3) 専門看護師の **受験資格審査申請** をクリックする。

申請メニュー画面



※受験資格審査と認定審査は異なります。

受験資格審査を申請する方は **認定申請の方はこちら** をクリックしないでください。

4) 審査申請画面の入力方法

- 申請分野、修了した大学院の情報を入力または選択する。
 - 入力が終了したら **確認画面へ** をクリックし、入力内容を確認する。
 - 入力した内容に不足等があれば **入力画面へ戻る** で編集画面に戻り修正する。
 - 入力した内容が正しければ **申請する** をクリックする。
- ※申請完了後は内容の再編集ができませんのでご注意ください。
- [受験資格審査申請を受け付けました] のメッセージが表示される。
⇒登録したメールアドレスに審査申請受理/振込口座の案内が送信される。
 - 上記メッセージ画面の下の **申請状況一覧へ** をクリックする。

資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 履歴書・履修単位自己申告書の提出

4-5 履歴書等の提出(オンライン)

下記手順に従い、履歴書および履修単位自己申告書を作成し、提出する。

- 1) 申請状況一覧画面(P.17)の **専門看護師** をクリックする。
- 2) [申請状況詳細] (P.17)の[オンライン審査書類]の[履歴書]、[履修単位自己申告書] の右に表示される **確認・編集** をクリックする。
- 3) 履歴書編集画面(P.18-19)を参照して履歴書を作成し提出する。
- 4) 履修単位自己申告編集画面(P.20-23)を参照して履修単位自己申告書を作成し提出する。
提出後、審査書類(郵送)「SR-1」として1部出力し、郵送で提出する。

※履歴書、履修単位自己申告書を作成(入力)しただけでは手続きは完了しませんので、ご注意ください。作成(入力)が完了したら、**提出する** をクリックして提出してください。

資格認定制度 審査・申請システム 操作方法
履歴書・履修単位自己申告書の提出

申請状況一覧画面

申請状況一覧

認定資格名をクリックすると、詳細画面に移ります。
オンライン申請書類の作成/編集、受験票の印刷など、各種操作は詳細画面より行ってください。

現在の申請状況

2021年度 申請区分: 受験資格			
専門看護師 [] ①			
申請ID		オンライン申請書類	未提出書類あり
書類	未確定	審査合否	未確定

- ① **専門看護師** をクリックする。
→ 下記「申請状況詳細画面」が開きます。

申請状況詳細画面

申請状況詳細

2021年度 申請区分: 受験資格

専門看護師 []

申請ID: [] 再受験区分: - **書類送付表出力**

受験資格

オンライン申請書類

履歴書	未提出	確認・編集 ②
履修単位自己申告書	未提出	確認・編集 ③

- ②、③の **確認・編集** をクリックすると、各審査書類の編集画面が開きます。

※編集画面はポップアップウィンドウで表示されます。
ブラウザのポップアップブロックの設定が有効(ポップアップウィンドウをブロックしている)の場合、編集画面は表示されません。
ポップアップブロック設定解除については、『資格認定制度審査・申請システム』ログイン画面下の「よくある質問」の■審査申請についてQ4を参照してください。

履歴書編集画面

履歴書編集

入力 確認 完了

申請ID			
申請年度	2021	申請区分	受験資格
資格区分	専門看護師	分野	

①

- ・記入すべき内容については手引きを参照してください。
- ・非常勤の場合、期間(月数)には実際の勤務時間に基づき、月数に換算した値を入力してください。
- ・専門看護師の認定申請の場合、「実務研修内容」に個人を特定できるような記述をすることは避けてください。
- ・認定申請の場合、看護実務研修期間が規定に達していないと、「確認画面へ」は有効になりません。

②

履歴書

※学歴は、修了見込みも記載してください。

※専門看護分野の実務研修内容がわかるよう記述してください。(詳細は[こちら](#))

[行を追加](#) ③

学歴/職歴 <small>必須</small>	<input type="text" value="学歴"/>			
入学年月 <small>必須</small>	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	修了年月 <small>必須</small>	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	
期間(月数)	0か月			
教育機関名 <small>必須</small>	<input type="text" value="例) ○△大学大学院▽▽科"/>			
備考	<input type="text"/>			

④

[削除する](#)

[保存する](#) ⑥

[確認画面へ](#) ⑦

[申請状況詳細へ戻る](#)

※入力方法は次頁を参照してください。

<履歴書編集画面(P.18)の入力方法>

- ① 申請情報を確認する。
- ② 入力上の注意を確認する。
- ③ をクリックし、履歴書の入力行を表示させる。
- ④ 下記「入力上の注意事項」を参照し、「学歴」を入力する。
- ⑤ 専門看護師教育課程一覧(参考)にある教育課程の場合、「番号」を半角で入力する。
- ⑥ 入力した内容を一時保存する場合は、 をクリックする。
 ※60 分間 が押されないとタイムアウトするので、適宜保存をしてください。
 をクリックしないでタイムアウトした場合、入力した内容は保存されません。
- ⑦ 入力内容に誤りがないか確認後、 をクリックする。
- ⑧ [履歴書確認画面]で再度入力内容に誤りがないか確認後、 をクリックする。
 ⇒ をクリックしないと、提出は完了しません。
 ※一度提出した履歴書は、再度編集、提出することはできませんのでご注意ください。
 ※入力に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されます。(文字色:赤色)
 エラーメッセージをご確認の上、再入力をしてください。エラーメッセージが表示された場合、更新および提出処理は行われません。
- ⑨ 提出後、[申請状況詳細画面](P.17)にて、履歴書が「提出済」になっていることを確認する。

●履歴書編集画面の入力上の注意事項●

- 申請時点の情報について入力する。
- 「学歴」について
 - 高校卒業を含めず、それ以降を明記する。
 - 学校名・学科名は正式名称を入力する。
 - 専門看護師教育課程の場合は、「専門看護師教育課程一覧」(参考資料)を参考とし、「教育機関名」欄には専門看護師教育課程の名称を、「備考」欄は一覧に掲載の番号を入力する。

【コース外】履修単位自己申告書編集画面

履修単位自己申告書編集

氏名		申請ID	
申請年度	2021	申請区分	認定
資格区分	専門看護師	分野	

①

- ・ 記入すべき内容・入力手順については必ず手引きを参照の上入力してください。
- ・ 記入した情報に対して、すでに認定単位として実績がある場合は、自動的に申請単位数が表示されます（変更不可）。
- ・ 入力方法に不備がある場合は、エラーメッセージが表示され、入力内容は保存されません。
- ・ 選択した教育課程単位数の基準を満たすと提出が可能になりますので「提出する」ボタンをクリックしてください。
- ・ 「提出する」ボタンをクリックし、提出が完了するまでは、追記修正が可能です。追記修正した場合は必ず「保存する」ボタンをクリックしてください。
- ・ 「提出する」ボタンをクリックし、提出が完了した後は、内容の再編集及び再提出はできないため、内容を十分確認の上、提出をお願いします。
- ・ 提出後は、本申告表を印刷し、修士課程の履修単位証明書を含む書類と合わせて送付してください。

②

教育課程単位数 26単位 ③

教育機関情報	
都道府県	<input type="text"/>
教育機関名	<input type="text"/>
手入力	<input type="text"/>

④

教育機関の追加

⑤

※実際の画面では、「教育機関の追加」「行の追加」をクリックすることで以下の入力画面が表示されます。

教育機関名：

削除する

CNS共通科目

追加する

⑥

コース	<input type="text" value="コース外"/>	科目名	<input type="text"/>
取得単位数	<input type="text"/>	取得年度	<input type="text"/>
日本看護系大学協議会 CNS課程基準	-	申請単位数	-

削除する

⑦

以下、専攻分野共通科目、専攻分野専門科目、実習の入力欄が続きます。

※入力方法詳細は次頁を参照してください。

申請単位数

CNS共通科目		⑧
最低単位数	8	
申請単位数合計	8	
専攻分野科目		
最低単位数	12	
申請単位数合計	12	
実習		
最低単位数	6	
申請単位数合計	6	
合計		
最低単位数	38	
申請単位数合計	38	

保存する ⑨

提出する ⑩

[申請状況詳細へ戻る](#)

「履修単位自己申告書」は、SC-2の「履修単位証明書等」で申告した単位のうち、専門看護師教育課程に相当する単位が38単位以上あることを確認するため、作成するものです。
 本会公式HP掲載「専門看護師教育課程一覧(参考資料)」を参照し、取得した科目・単位が教育要件のコース内・コース外のどちらに該当するか事前に確認の上、作成してください。

【コース外】

- ① 申請情報を確認する。
- ② 入力上の注意を確認する。申請情報を確認する。
- ③ 教育課程単位数(38 単位)を選択する。
- ④ 教育機関名を選択する。都道府県を選択後に、該当の教育機関名が表示されない場合には、手入力の欄に教育機関の正式名称を入力する。
- ⑤ **教育機関の追加** をクリックする。
- ⑥ **追加する** をクリックし表示される当該教育機関の科目等入力項目を入力する。
 ※複数の教育機関で単位を取得している場合は、④～⑤の手順で教育機関を追加し、それぞれの教育機関ごとに履修科目・単位等を入力してください。

次頁へ続く

前頁からの続き

⑦の各入力項目について、下記を参照しそれぞれ選択または入力する。

【コース】

- 「コース外」をプルダウンから選択する。

【科目名】

- 教科目名を入力する。「科目名」は、「修士課程の履修単位証明書または成績証明書等」に記載の科目名と同一とする。

【取得単位数・取得年度】

- 数値を入力する。

【日本看護系大学協議会 CNS 課程基準・申請単位数】

- 教育要件のコース外で履修した科目に相当する科目をプルダウンで選択し、申請する単位数を入力する。

⑧ 申請単位数の合計を確認する。

⑨ 履修単位自己申告書を保存し、内容を確認する。

をクリックし、入力した内容を一時保存する。

※ 60 分間 が押されないとタイムアウトするので、適宜保存をしてください。

をクリックしないでタイムアウトした場合、入力した内容は保存されません。

※ をクリックしないで をクリックした場合、入力した内容は保存されません。

※ 提出するまでは履修単位自己申告書は再度編集が可能です。

※ 未入力の空白行が画面上にある場合、保存ができません。その行ごと削除後保存をしてください。

※ 入力に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるので、その内容を確認し再入力してください。

(文字色: 赤色)エラーメッセージをご確認の上、再入力をしてください。

エラーメッセージが表示された場合、保存および提出処理は行われません。

⑩ 履修単位自己申告書を提出する。

をクリックし、提出する。

※ 一度提出した履修単位自己申告書は再度編集、提出することはできませんのでご注意ください。

※ ⑧の申請単位数合計が基準単位数(38 単位)を満たしていないと は表示されず、提出できません。

※ 入力に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるので、その内容を確認し再入力してください。

(文字色: 赤色)エラーメッセージをご確認の上、再入力をしてください。

エラーメッセージが表示された場合、保存および提出処理は行われません。

次頁へ続く

前頁からの続き

⑪ 履修単位自己申告書を印刷する。

提出が完了すると、画面下部に **印刷** が表示されるため、本画面を印刷し(白黒可)審査書類(郵送)「SR-1」として送付する。

※ **印刷** ボタンはスマートフォンには対応していません。

合計	
最低単位数	38
申請単位数合計	38

印刷する
⑪

[申請状況詳細へ戻る](#)

4-6 審査料の振込

2023年6月28日(水) 15:00まで

※期日までに審査料の振込が確認できない場合、審査申請を取下げたものとみなします。
上記期日を厳守して振込んでください。

- 1) 審査料:20,900円(税込)
- 2) 振込先: 以下のいずれかの方法により確認する。
 - (1) 審査申請時に登録メールアドレスに送信された『審査申請受理/振込口座の案内』のメール
 - (2) 『資格認定制度 審査・申請システム』
ログイン ⇒ [申請状況一覧]画面の **専門看護師** をクリック ⇒ [申請状況詳細]
画面に表示される「審査料」

※振込口座番号は申請者ごとに異なります。
他の申請者の口座に振り込まないようにご注意ください。

- 3) 注意事項:
 - (1) 振込名義は、申請者の氏名(カタカナ)とし、施設名での振込は避けること。
 - (2) 振込明細票等の提出は不要だが、保管すること。なお、振込明細票は税法上正式な領収書として利用できる。
 - (3) 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。
 - (4) 振込手数料は申請者が負担すること。

4-7 申請の取下げについて

2023年6月14日～7月3日(15:00まで)に限り、申請の取下げを受け付ける。

申請を取下げる場合は、上記の期間内に認定部まで連絡すること。

※上記の申請期間終了後は、いかなる理由があっても申請の取下げは受け付けません。

5 審査書類の提出(郵送)

5-1 審査書類提出期間

2023年6月14日(水) ～ 7月6日(木) 消印有効

※提出期間外の消印がある書類は受理しません。
 ※送付内容及び送付方法に不備がある場合は、不合格となります。

5-2 審査書類様式の入手

日本看護協会公式ホームページよりダウンロードする。

URL: <https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/vision/cns/index.html>

5-3 審査書類の作成上の注意

- 1) 申請者が作成する審査書類はA4サイズとする。
- 2) 年月の記載は、西暦を使用する。
- 3) 各書類の申請IDの記載欄には、『資格認定制度 審査・申請システム』の申請状況一覧画面に表示されている審査IDを記載する。指定様式のない書類には、書類の右上に申請IDを記載する。
- 4) 訂正箇所は二重線を引き、訂正印を押す。修正テープや修正インクは使用しない。
- 5) 用紙が足りない場合には、指定の様式に従って追加分を作成し使用する。
- 6) 受験資格審査 審査書類確認用紙(SC-0-3)上の事務局確認欄には何も記載しない。
- 7) すべての申請書類は書類番号順(SC-0-3に記載順)に並べること。

5-4 審査書類の作成

下記の書類別の記載方法・注意事項を確認し、審査書類(郵送)を作成する。

書類番号 *印は 指定様式 有	書類名	記載方法・注意事項
SC-0-3*	受験資格審査 審査書類 確認用紙	1) 申請 ID・分野名・氏名を所定の欄に記載する。 2) 書類の不備、不足がないか確認し、枚数を記入し、本人確認欄にチェックする。
SR-1*	履修単位自己申告書 (『資格認定制度審査・申請システム』で作成し、出力したもの)	1) 審査書類(オンライン)提出時の画面を A4 に出力し(白黒印刷可)、左上に書類番号「SR-1」と記載したものを資料として提出する。
SC-1	修士課程の 修了証書の 写し	1) 教育機関が発行した看護系大学大学院修士課程、もしくは関連領域の大学院修士課程を修了していることを証明するものであること。 2) A4 にコピーし、左上に書類番号「SC-1」と記載する。 ※修了証明書も可。ただし、修了証明書の場合、原本を提出すること。左上に書類番号「SC-1」を記載する。
SC-2	【コース外 修了】 修士課程の 履修単位証 明書または 成績証明書 等	1) 教育機関が発行した原本を提出すること。書類の左上に書類番号「SC-2」を記載し、右上に申請 ID を記載する。 2) 大学院修士課程において、専門看護師教育課程に相当する科目・所定の単位(38 単位以上)を取得していることを証明するものであること。 3) 申請する単位の全て(38 単位以上)について、科目名、取得単位数、取得年度が明記されていること。

書類番号 *印は 指定様式 有	書類名	記載方法・注意事項
<p>教育要件コース外の場合は、以下 SC-3-1a～cを提出すること。 ※大学院修士課程において、専門看護師教育課程に相当する科目・単位を履修したことを確認できる書類を提出すること。</p>		
SC-3-1a	教育機関が作成した履修当時のシラバスの写し	<p>1) SR-1 で自己申告した科目のうち、教育要件のコース外に該当する履修科目について、<u>教育要件のコース内と同様の内容であることが確認できるよう、履修当時のシラバスのコピーを提出する。</u> ※シラバスのコピーを提出する際には、ご自身の履修当時のものであることが確認できるよう教育課程名、年度、ページ番号が記載されているもの(表紙や目次等)を併せて提出してください。 ※履修時に教育要件のコース外であった科目が、申請時において教育要件のコース内に該当する科目として認定されている場合は、<u>認定された年度のシラバスのコピーを併せて提出してください。</u>シラバスのコピーを提出する際には、認定された年度のものであることが確認できるよう教育課程名、年度、ページ番号が記載されているもの(表紙や目次等)を併せて提出してください。</p> <p>2) A4 にコピーし、左上に書類番号「SC-3-1a」と記載する。</p>
SC-3-1b	教育プログラムに関する添付資料	<p>1) SC-3-1a のシラバスに示される内容が専門看護師教育課程基準の内容に相当することを示すために、履修時の講義資料等を提出する。</p> <p>2) A4 にコピーし、左上に書類番号「SC-3-1b」と記載する。</p>
SC-3-1c	実習要項および実習記録	<p>1) SR-1 で自己申告した科目のうち、教育要件のコース外に該当する実習科目について、<u>教育要件のコース内と同様の内容であることが確認できるよう、実習要項および実習期間、内容等を具体的に記載した実習記録を提出する。</u> ※実習要項を提出する際には、ご自身の履修当時のものであることが確認できるよう教育課程名、年度、ページ番号が記載されているもの(表紙及び目次等)を併せて提出してください。 ※履修時に教育要件のコース外であった科目が、申請時において教育要件のコース内に該当する科目として認定されている場合は、<u>認定された年度の実習要項のコピーを併せて提出してください。</u>実習要項のコピーを提出する際には、認定された年度のものであることが確認できるよう教育課程名、年度、ページ番号が記載されているもの(表紙や目次等)を併せて提出してください。</p> <p>2) A4 にコピーし、左上に書類番号「SC-3-1c」と記載する。</p> <p>3) 記録内の申請者名や患者等の個人情報に類するものは塗りつぶす等個人情報保護に配慮すること。</p>
SC-5	改姓に関する証明	<p>1) 改姓により、各種審査書類と姓が異なる場合のみ提出する。 (例)・申請者名と各種審査書類に記載の氏名が異なる場合 ・各種証明書類に旧姓と新姓が混在する場合 ・再受験申請者、前年度筆記試験欠席者、受験資格審査合格者で、前回申請時から改姓した場合</p> <p>2) 提出書類:改姓前および改姓後の姓名が確認できる証明書類(戸籍抄本、運転免許証(表面と裏面)のコピー、パスポート等のコピー)を提出する。運転免許証等をコピーする場合は、A4 にコピーする。</p> <p>3) A4 にコピーし、左上に書類番号「SC-5」と記載する。</p>

5-5 審査書類の提出

- 1) 書類提出期間内に配達記録が残る方法(簡易書留や特定記録郵便等)にて下記まで送付する。
- 2) A4 サイズの審査書類(郵送)が折らずに入る封筒等を選び、書類送付表(P.29 参照)を印刷し貼る。
- 3) 書類の持参や上記以外の方法で送付した場合、受け付けない。
- 4) 提出された書類はいかなる理由があっても返却しない。
- 5) 書類受理についての問合せは受け付けない。
- 6) 一度提出された書類の差替え・追加は受け付けない。

※送付前に郵便料金が不足していないかご確認ください。不足時は受理できません、お気をつけください。レターパックは、2019年に料金が改定されていますのでご注意ください。
※封筒にご自身の住所・氏名が記載されていることをご確認ください。

<審査書類送付先>

書類の送付先(書類送付表に自動表示)

〒171-0014

東京都豊島区池袋 2-65-18 WEST ビル 2F CNS 受験資格審査 審査書類受付係

※認定審査業務の一部はプロメトリック株式会社に委託しています。

資格認定制度 審査・申請システム 操作方法 書類送付表

書類送付表の印刷



(1) ① **書類送付表出力**をクリックする。

※書類送付表の画面が開きます。

書類送付表画面



(2) 書類送付表を画面印刷する。

※システム画面上に印刷ボタンは表示されませんので、以下の方法で印刷をしてください。

①画面上で右クリックをし、表示されるボタン一覧にある「印刷プレビュー」をクリックする。

②プレビュー画面の表示を確認し、印刷をする。

※申請 ID と名前は自動で表示されます。誤りがないか確認してください。

※印刷した書類送付表は申請書類の郵送時に使用します。(P.28 参照)

6 受験資格審査合否の確認

6-1 受験資格審査合否の確認

<日時>

2023年9月5日(火) 11:00 ~

<確認方法>

- 1) 『資格認定制度 審査・申請システム』(下記アドレス)にアクセスする。
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
- 2) ログイン画面にユーザーID、パスワードを入力しログインする。
- 3) メインメニューの「申請状況一覧」をクリックする。
- 4) 申請状況一覧から、「専門看護師」をクリックし申請状況詳細に表示されている当該申請の「審査合否」を確認する。
[審査合否]に、[合格] [不合格]が表示される。
- 5) 不合格の場合、不合格理由を確認する。

申請状況一覧画面

現在の申請状況		
2021年度 申請区分: 受験資格		
専門看護師 [] ①		
申請ID	オンライン申請書類	提出済
書類審査合否	審査合否	合格 ②

① 「専門看護師」をクリックし、「申請状況詳細」画面を確認する。

② 「審査合否」欄にて、合否を確認する。

7 その他の事項

7-1 個人情報保護方針

「日本看護協会 個人情報保護方針」に準ずる。

URL : <https://www.nurse.or.jp/privacy/>

※『資格認定制度 審査・申請システム』に登録した情報に基づき、専門看護師受験資格審査にかかわる重要な通知および認定登録後の活動状況に関する調査の依頼を行うことがあります。

7-2 問合せ先

日本看護協会認定部(専門看護師担当)

受付時間	月曜日から金曜日(土日祝を除く) 9:30~12:00 / 13:00~17:00
電話番号	03-5778-8546

(参考資料)公益社団法人日本看護協会専門看護師規程及び細則

公益社団法人日本看護協会 専門看護師規程

第1章 総 則

- 第1条 公益社団法人日本看護協会専門看護師制度（以下「本制度」という。）は、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して、水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識・技術を深めた専門看護師を社会に送り出すことにより、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上を図ることを目的とする。
- 第2条 公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）は前条の目的を達成するため、この専門看護師規程（以下「規程」という。）により専門看護師を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。
- 第3条 専門看護師とは、本会専門看護師認定審査に合格し、ある特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有することが認められた者をいい、次の各号の役割を果たす。
- (1) 専門看護分野において、個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践する。（実践）
 - (2) 専門看護分野において、看護者を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行う。（相談）
 - (3) 専門看護分野において、必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々との間のコーディネーションを行う。（調整）
 - (4) 専門看護分野において、個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決を図る。（倫理調整）
 - (5) 専門看護分野において、看護者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす。（教育）
 - (6) 専門看護分野において、専門知識及び技術の向上並びに開発を図るために実践の場における研究活動を行う。（研究）

第2章 専門看護師制度委員会

- 第4条 本制度の運営にあたって、専門看護師制度委員会（以下「制度委員会」という。）を設ける。
- 第5条 制度委員会は、本制度の実施及び改善のための検討等を行い、必要事項について定めることができる。
- 第6条 制度委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。
- 第7条 制度委員会の構成及び運営については、専門看護師細則（以下「細則」という。）に定める。

第3章 他の看護関係の組織との連携

第8条 本会は、本会が認定する専門看護師と同等の資格を認定する他の看護関係の組織と、水準を均質にする努力を行うために協議会を設ける。

第4章 専門看護分野の特定

第9条 専門看護分野とは、変化する看護ニーズに対して、独立した専門分野として知識及び技術に広がりと深さがあると制度委員会が認めたものをいう。

第10条 専門看護分野の特定の方法は、制度委員会が、同委員会に申請された分野について逐次審議し、理事会の決議を経て行うものとする。

第5章 専門看護師の認定

第1節 専門看護師を認定する委員会

(認定委員会)

第11条 専門看護師の認定に関する事項の審議は、専門看護師認定委員会（以下「認定委員会」という。）が行い、認定委員会は、必要事項について定めることができる。

第12条 認定委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 専門看護師の認定及びその更新及び再認定の審査に関すること
- (2) 専門看護師の認定及びその更新及び再認定の実施に関すること

第13条 認定委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第14条 認定委員会の構成及び運営については、細則に定める。

第15条 認定委員会は、専門看護師を認定する業務を補佐する専門看護師認定実行委員会（以下「認定実行委員会」という。）を組織する。

(認定実行委員会)

第16条 認定実行委員会は、認定委員会を補佐し専門看護師の審査に関するすべての業務を行う。

第17条 認定実行委員会は、専門看護分野ごとに組織する。

2 認定実行委員会の委員は、認定委員会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第18条 認定実行委員会の構成及び運営については、細則に定める。

第2節 受験資格

第19条 専門看護師認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 所定の教育を修了していること（以下の条件のいずれかを満たす者であること）
 - イ 看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位を取得した者。なお、看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位に満たない者は、必要単位をさらに取得するものとする。
 - ロ 看護学以外の関連領域の大学院等を修了した者で、イにおいて必要単位をさらに取得した者
 - ハ 外国においてイまたはロと同等以上の教育を受けたと認められる者
- (3) 専門看護師として必要な実務研修をしていること
 - イ 看護師免許を取得後、通算5年以上実務研修をしていること。そのうち通算3年以上は専門看護分野の実務研修をしていること。
 - ロ 専門看護分野の実務研修内容については、細則に定める。

第3節 専門看護師の審査及び認定

第20条 受験者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに、本会に提出しなければならない。

第21条 審査は、各専門看護分野の認定実行委員会が受験者に対して、毎年1回、書類審査及び試験によって行う。

第22条 認定実行委員会は、審査結果を認定委員会に報告する。

第23条 認定委員会は、各専門看護分野の認定実行委員会の報告に基づき、専門看護師の認定を行う。

第24条 会長は、認定委員会が専門看護師として認定し、認定証の交付を申請した者に対して、専門看護師認定証等を交付する。

2 本会は、前項の認定証等を交付した者を専門看護師名簿に登録する。

3 本会は、前項の登録をした者の氏名を本会公式ホームページで公表する。

4 専門看護師認定証の有効期間は、交付の日より5年経過した日が属する年の12月末日までとする。ただし、第29条の規定によって、専門看護師がその資格を喪失したときは、資格を喪失した日に効力を失うものとする。

第6章 専門看護師の認定の更新

第25条 本会は、専門看護師のレベル保持のため、認定更新制を施行する。

第26条 専門看護師は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第27条 専門看護師の認定更新を申請する者（以下「認定更新申請者」という。）は、次の各号に定めた資格をすべて満たしていなければならない。

(1) 日本国の看護師免許を有すること

(2) 申請時において、専門看護師であること

(3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護実績、研修実績及び研究業績等があること

第28条 認定更新申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。

第7章 専門看護師の資格の喪失及び処分

第29条 専門看護師は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定委員会の決議により、専門看護師の資格を喪失する。

- (1) 専門看護師の資格を辞退したとき
- (2) 専門看護師の認定の更新をしなかったとき
- (3) 第27条に定める認定更新要件を満たさないと認定委員会が判断したとき
- (4) 日本国の看護師免許を喪失、返上又は取消されたとき

第30条 専門看護師としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会と制度委員会の審議を経て、会長が専門看護師の認定を取消す等必要な処分を行うことができる。

2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める。

第8章 専門看護師の再認定

第31条 第29条に基づく資格喪失後に再び専門看護師の認定を申請する者（以下「再認定申請者」という。）の審査は、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

2 再認定申請者については第27条2号を適用しない。

第9章 規程の変更及び見直し

第32条 この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

第33条 この規程は、5年ごとに見直しをする。

第10章 補 則

第34条 この規程を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成7年11月10日から施行する。
- 1 この規則は、平成11年7月9日改正
- 1 この規則は、平成15年5月20日改正
(保健婦及び保健士を保健師、助産婦を助産師、看護婦及び看護師を看護師に変更)
- 1 この規則は、平成16年2月6日改正
(第3条 倫理調整を追加)
- 1 この規則は、平成17年2月4日改正
(第19条を改正)
(権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)
- 1 この規則は、平成19年4月20日改正

(第19条を改正)

(実務経験、経験を実務研修に変更し、条文整理)

- 1 この規程は、平成20年5月19日改正

(第24条3項 「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)

- 1 この規程は、平成21年2月6日改正

(第12条 再認定を追加)

(第19条を改正し、条文整理)

(専門看護師に必要な所定の教育修了後の実務研修期間を「1年以上」から「6か月以上」に変更)

(第29条3号を追加)

(第8章「専門看護師の再認定」第31条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)

- 1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。

- 1 この規程は、平成24年2月23日から施行する。

(第19条第3号イ 専門看護師に必要な所定の教育修了後の実務研修期間「6か月以上」を削除)

- 1 この規程は、平成24年7月26日から施行する。

(第19条1号・3号、第27条1号、第29条4号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許」を「看護師免許」に変更)

- 1 この規程は、平成26年2月28日から施行する。

(第30条「認定を取消す等必要な処分を行うことができる」に変更、2号前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める)を追加)

(第32条「この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更ができる」に変更)

- 1 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大の影響による特別措置として、2020年9月25日から、本項から第4項までの規定を施行する。
- 2 第24条第4項の規定にかかわらず、有効期間を2020年12月末日までとされた専門看護師認定証については、その有効期間を2021年3月末日までとする。
- 3 第24条第4項の規定にかかわらず、2021年1月1日から同年3月31日までの間に交付された専門看護師認定証の有効期間は、2025年12月末日までとする。
- 4 第26条の規定にかかわらず、前項に規定する専門看護師認定証の交付を受けた専門看護師は、2025年12月末日までに認定を更新しなければならない。

公益社団法人日本看護協会 専門看護師細則

第1章 総 則

第1条 専門看護師規程（以下「規程」という。）の施行にあたり、規程に定められた以外の事項については、この専門看護師細則（以下「細則」という。）の規定に従うものとする。

第2章 専門看護師制度委員会

第2条 専門看護師制度委員会（以下「制度委員会」という。）は、5名以上の委員をもって構成する。

- 2 制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 制度委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第3条 制度委員会は、規程第5条に基づき、専門看護師制度の実施や改善のための検討を行う。その役割には、専門看護分野の特定を含む。

第4条 制度委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第5条 制度委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

第3章 他の看護関係の組織との連携

第6条 規程第8条の規定により、他の看護関係の組織との協議会を別に設ける。協議会の運営方法等は、常務理事会において決定する。

第4章 専門看護分野の特定

第7条 規程第10条の規定により、専門看護分野の特定は、制度委員会が次の事項について審議し、すべて満たすと認めた分野で、理事会の決議を経て行うものとする。

- (1) 既に専門看護分野の教育課程が現存し大学院等で実施されているもの。なお、教育課程については日本看護系大学協議会又はそれと同等以上の組織が提言しているもの。
- (2) 専門看護分野の教育を修了し、専門看護師の受験資格を満たしている者が現時点で3名以上、臨床専門分野（地域を含む）で実践していること。

第8条 専門看護分野の特定を申請する者は、次の各号に定める申請書類を制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門看護分野特定申請書
- (2) 教育課程報告書（専門看護師の受験資格を満たしている者が受けた教育背景）
- (3) 専門看護師実績報告書（3名以上）

第9条 専門看護分野特定の申請は、毎年3月末までに、申請書類を提出する。

第10条 現在特定されている専門看護分野は次の分野である。

精神看護、がん看護、地域看護、老人看護、小児看護、母性看護、慢性疾患看護、急性・重症患者看護、感染症看護、家族支援、在宅看護、遺伝看護、災害看護、放射線看護

- 2 専門看護師の専門看護分野を示す際の英語での表記法は、1項に示す分野名の順に下記のとおりとする。なお、資格名称の英語表記は、「Certified Nurse Specialist in (専門看護分野名)」とする。

Psychiatric Mental Health Nursing, Cancer Nursing, Community Health Nursing, Gerontological Nursing, Child Health Nursing, Women's Health Nursing, Chronic Care Nursing, Critical Care Nursing, Infection Control Nursing, Family Health Nursing, Home Care Nursing, Genetics Nursing, Disaster Nursing, Radiological Nursing

第5章 専門看護師の認定

第1節 専門看護師を認定する委員会

(認定委員会)

第11条 専門看護師認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、5名以上の委員をもって構成する。制度委員は、認定委員を兼務することができる。

- 2 認定委員の構成は、専門看護分野の専門家を含まなければならない。
- 3 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 認定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第12条 認定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第13条 認定委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

(認定実行委員会)

第14条 専門看護師認定実行委員会（以下「認定実行委員会」という。）の委員の定数は、専門看護分野ごとに5名以上とする。

- 2 認定実行委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 各専門看護分野の認定実行委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第15条 各専門看護分野の認定実行委員長は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

第16条 認定実行委員会の委員の氏名は任期中非公開とする。

第2節 受験の申請

第17条 規程第19条の規定により、専門看護師認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める内容の専門看護分野の実務研修をしていなければならない。

- (1) 専門看護分野における、個人、家族及び集団に対する直接的な看護実践
- (2) 専門看護分野における、看護者を含むケア提供者に対するコンサルテーション

- (3) 専門看護分野における、必要なケアが円滑に行われるための、保健医療福祉に携わる人々
の間のコーディネーション
- (4) 専門看護分野における、個人、家族及び集団の権利を守るための、倫理的な問題や葛藤の
解決をはかる倫理調整
- (5) 専門看護分野における、ケアを向上させるための、看護者に対する研修会、研究指導及び
講演会等での活動を含む多様な教育的機能
- (6) 専門看護分野において、専門知識及び技術の向上並びに開発をはかるための実践の場にお
ける研究活動

第18条 受験者は、公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）に次の各号に定める
申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- (1) 専門看護師認定審査申請書
- (2) 履歴書
- (3) 看護師免許証の写
- (4) 専門看護分野の所定の履修単位自己申告書
- (5) 教育機関が発行する履修単位証明書
- (6) 勤務先の長が証明する勤務証明書
- (7) 看護実績報告書

イ 直接的看護実践の事例分析の報告書

ロ コンサルテーションに関する報告書

ハ コーディネーションに関する報告書

ニ 倫理調整に関する報告書

ホ 教育的機能に関する報告書

ヘ 研究業績に関する報告書

2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

第3節 専門看護師の審査及び認定

第19条 認定実行委員会は、規程第21条の規定により専門看護師認定審査の受験者に対し、
書類審査及び筆記試験を行う。

2 規程第19条に定める受験資格を満たす者に限り、認定審査を受けることができる。

3 日本看護系大学協議会に認定された専門看護師教育課程以外の修士課程修了者は、第1項に
定める専門看護師認定審査の前に教育要件についての受験資格審査を受けることができる。
その際の提出書類は細則第18条（1）から（5）とし、詳細は認定委員会が別に定める。

第20条 認定実行委員会は、最終的な審査結果及び出願書類を、認定委員会に提出し報告す
る。

第21条 認定委員会は、認定実行委員会の審査結果をもとに審議を行い、合格者を会長に報告
する。

第22条 専門看護師の認定を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を
納入しなければならない。

第23条 規程第21条の規定による専門看護師審査を行うにあたっては、本会公式ホームペー
ジに審査の要領を掲載する。

第6章 専門看護師の認定の更新

第24条 規程第26条の規定により、認定の更新を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、認定証取得後5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 看護実践時間が2,000時間以上に達していること
- (2) 研修実績及び研究業績等が合わせて100点以上であること

第25条 認定更新申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- (1) 専門看護師認定更新申請書
- (2) 履歴書
- (3) 勤務先の長の証明する勤務証明書
- (4) 認定証取得後5年間の看護実績報告書

2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 認定更新の申請期間については、認定委員会が別に定める。

第26条 規程第26条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認定委員会が認めた者については、同条に規定する期間を延長することができる。

第27条 専門看護師の認定更新を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第7章 専門看護師の再認定

第28条 規程第31条の規定に基づき再認定を受けようとする者（以下「再認定申請者」という。）は、申請時において過去5年間に細則第24条の各号をすべて満たしていなければならない。

第29条 再認定申請者は、専門看護師再認定申請書とともに細則第25条の第2号から第4号に定める申請書類と理事会が定める審査料を本会に提出しなければならない。この場合、第4号に定める申請書類について「認定証取得後5年間」を「申請時において過去5年間」と読替えるものとする。

第30条 専門看護師の再認定を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第8章 細則の変更

第31条 この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成7年11月10日から施行する。
- 1 この細則は、平成8年11月15日改正
(第10条「地域看護」を追加)
- 1 この細則は、平成12年2月4日改正
- 1 この細則は、平成13年7月13日改正
(第10条「老人看護」を追加)
- 1 この細則は、平成13年11月16日改正
(第10条「小児看護」を追加)
- 1 この細則は、平成14年7月12日改正
(第10条「母性看護」を追加)
- 1 この細則は、平成15年5月20日改正
(保健婦及び保健士を保健師、助産婦を助産師、看護婦及び看護師を看護師に変更)
- 1 この細則は、平成15年7月18日改正
(第10条「成人看護(慢性)」を追加)
- 1 この細則は、平成16年2月6日改正
(第24条 倫理調整を追加、第26条 筆記試験を削除)
- 1 この細則は、平成16年7月16日改正
(「第10条「クリティカルケア看護」を追加)
- 1 この細則は、平成17年2月4日改正
(正式名の記載及び条文整理等の改正)
- 1 この細則は、平成18年7月14日改正
(第10条「感染看護」を追加)
- 1 この細則は、平成19年4月20日改正
(第17条及び第18条を改正)
(実務経験を実務研修に変更し、条文整理)
- 1 この細則は、平成19年7月13日改正
(第10条「成人看護(慢性)」を「慢性疾患看護」、「クリティカルケア看護」を「急性・重症患者看護」、「感染看護」を「感染症看護」に名称変更)
(第2項に分野名の英文表記を追加)
- 1 この細則は、平成20年4月17日改正
(第10条「家族支援」を追加)
- 1 この細則は、平成20年5月19日改正
(第23条「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)
- 1 この細則は、平成21年2月6日改正
(第19条を改正)
(「口頭試問」を「筆記試験」に変更、受験資格審査について追加し、条文整理)
(第24条を改正 第2号と第3号を統合し条文整理)
(第25条の第3号を削除し条文整理)
(第7章 「専門看護師の再認定」を追加、第28条から第30条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)
- 1 この細則は、平成23年4月27日改正、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この細則は、平成24年4月20日改正、平成24年5月9日から施行する。
(第10条 「在宅看護」を追加)

- 1 この細則は、平成24年7月26日から施行する。
(第18条3号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許証」を「看護師免許証」に変更)
- 1 この細則は、平成26年2月28日から施行する。
(第2条2号「制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない」に変更)
(第4条、12条「委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない」、
2号「決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する」に変更)
(第18条「専門看護分野における看護実践能力に関する推薦書」を削除)
(第31条「この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる」に変更)
- 1 この細則は、平成28年11月24日から施行する。
(第10条 「遺伝看護」「災害看護」を追加)
- 1 この細則は、2022年2月24日に改正し、同日から施行する。
(第10条 「放射線看護」を追加)

MEMO

第 15 回 専門看護師(CNS)受験資格審査
『受験資格審査の手引き』

(禁無断複製)